

令和 7 年度

予算編成・施策に対する要望書

長野市議会 改革ながの市民ネット

市議会議員 鈴木 洋一

市議会議員 東方みゆき

市議会議員 原 ようこ

令和 6 年 11 月

目 次

1. 令和 7 年度予算編成・施策の要望にあたって -----	1
2. 部局横断的重點項目 -----	3
3. 総務関係 -----	4
4. 企画政策関係 -----	6
5. 財政関係 -----	9
6. 地域・市民生活関係 -----	10
7. 保健福祉関係 -----	13
8. こども関係 -----	19
9. 環境関係 -----	22
10. 経済産業振興関係 -----	25
11. 観光文化関係 -----	27
12. スポーツ関係 -----	30
13. 農林関係 -----	32
14. 建設関係 -----	35
15. 都市整備関係 -----	38
16. 教育関係 -----	41
17. 上下水道関係 -----	46
18. 防災消防関係 -----	47

I. 令和7年度予算編成・施策の要望に あたって

長野市長 萩原 健司 様

私たちの会派「改革ながの市民ネット」は、市民生活第一を基本姿勢とし、市民の声に真摯に耳を傾けてまいりました。市民の生活に直結する現下の行政課題の解消に最大限の力をもって努力し、常に客観的な視点から、公平・公正で民主的な市政を実現するための建設的な政策提言に取り組んでおります。

萩原市政一期目の集大成ともいえる令和7年度予算編成方針では、「現下の行政課題を解決していくためには、行政自らが視野を広げ柔軟な発想のもと、新たな取組に積極果敢にチャレンジしていくことが不可欠」と示しています。

少子高齢化が進行し続ける中、本市においても様々な施策が展開されております。真の少子化対策には、子どもを産み育てていけると感じができる経済的安定が求められ、子ども・子育て及び現役世帯・世代への経済的な支援の拡充は待ったなしであります。

本市は現在、子育て世帯への支援策の一つとして、私たちが長年、要望を重ねてきた「子どもの福祉医療費窓口無料化」を令和7年度から開始する準備を進めています。その成果に期待しているところですが、更に、学校給食費の無料化、若者奨学金返還支援事業補助金の更なる拡充といった新たな経済的支援施策の展開を積極果敢に取り入れる視点が求められているのではないでしょうか。

令和7年度予算編成方針では、「持続可能な財政運営の維持」を基本的な考え方としており、私どもも重要なことと認識しております。しかし、常日頃、多くの

市民の皆様からいただくご要望、ご意見に真摯に対応できているのか、という視点も同様に重視すべきと考えます。

一例として、毎年、各地区から寄せられる土木要望は、地域にとって安全安心の観点から重要な課題であり、迅速な対応を求めます。更に、木造住宅の無料耐震診断や既存木造住宅の耐震改修工事補助等の事業について、本年1月の能登半島地震により市民の関心が高まったこともあり、申し込みに対し十分な対応ができるていないのでは、とのご意見を市民の皆様からお聴きしています。財源不足を理由に地域の課題解決を先延ばしすれば、持続可能なまちづくりを足踏みさせ、後退させかねません。この点を受け止めていただくよう、改めて要望いたします。

今、求められているのは、市民の安全安心、加えて、安定した暮らしを築き上げることです。その責務を果たすことで、「幸せ実感都市ながの」の実現に近づくのではないか、と考えます。

私たち「改革ながの市民ネット」は、すべての市民が幸せを実感できる長野市とすべく、二元代表制の下、市民生活第一の視点、是々非々の立場で市政を厳しくチェックしてまいります。

この度の令和7年度予算編成・施策においても、多岐に渡る課題を踏まえて検討を重ね、517項目にわたる要望を取りまとめました。令和7年度予算が市民の期待に沿った編成となることを切に願い、ここに要望書を提出いたします。

令和6年11月7日

長野市議会 改革ながの市民ネット
代表 鈴木 洋一

2. 部局横断的重點項目

1. 多様な立場の市民の声を聴き、施策に反映すること。
2. E B P M (Evidence Based Policy Making 、証拠に基づく政策立案) の考え方に基づくオープンな政策議論、透明性の高い意思決定を実現すること。
3. 多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）を推進すること。
 - (1) ハード事業、ソフト施策ともにユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して取り組むこと。
 - (2) 3か年かけて行うユニバーサルデザイン（UD）調査業務を進め、不具合箇所については早急に対応すること。【新】
 - (3) 市民サービス、施設や設備、庁内組織や人事等、行政運営全般において、多様性、包摂性を推進すること。【新】
 - (4) 全障スポ開催を一つの契機に障害者が歩きやすいまちの整備に努めること。【新】
4. 国や県の事業を最大限活用すること。
5. 入札における不調、不落を極力生じさせないよう適切に対応すること。【新】
6. 正規職員、会計年度任用職員、外部人材等の適切な配置と人材育成に努め、質の高い行政サービスを効率的に実現すること。
7. 地域循環型社会の実現に向けて取り組むこと。
8. 2050ゼロカーボン社会の実現に向けて取り組むこと。

3. 総務関係

1. 行政DXの推進について

- (1) 業務プロセスの見える化、見直し、人材育成をセットにした業務改革に、各部局で順次取り組むこと。また、庁内業務DX担当には必要に応じた権限を与えること。
- (2) オープンデータの充実と活用を、民間とも連携して取り組むこと。
- (3) 職員及び市民のデジタルデバイドの解消に向けた取り組みを進めること。

2. 市職員の資質向上等について

- (1) 職員のモラルと資質の向上を図り、市民に信頼される行政が行われるよう努めること。
- (2) 多様化する市民ニーズや時代の要請に応えられるよう教育研修や現場研修を積極的に行うとともに、研修体系や内容の検証や見直しも行うこと。

3. 業務・職場環境改善について

- (1) 意欲ある職員の発案を登用する職員提案制度を図ること。

4. 職員の配置等について

- (1) 市民サービスの向上、業務の正確な伝承を最優先し、正規職員、会計年度任用職員、外部人材の適正な配置を行うこと。
- (2) 会計年度任用職員制度については、必要な待遇改善を図り、雇用継続に十分配慮すること。
- (3) 段階的引き上げが始まった職員の定年延長について、該当職員の意向調査を尊重しつつ、適材適所を図ること。

5. 市関連施設の施設管理・運営は、ユニバーサルデザインを基本とし、必要なバリアフリー化等の改善・改修に取り組むこと。

6. 指定管理者制度について

- (1) 指定管理者の選定過程においては、地域振興に鑑み地元民間事業者の活用を図ること。
- (2) モニタリング評価について、担当各課は客觀性、公平性のある評価に努めるとともに、評価結果に基づく指定管理者との協働を一層進めること。

(3) 指定管理者を変更する場合、従業員の雇用継続を図るとともに労働条件が低下しないよう指導監督をより強化すること。

(4) 指定管理者を変更する場合、綿密な移行計画と適切な情報発信等により、利用者へのサービスが滞らないよう十分に配慮すること。

7. 公共施設に関して

(1) 「公共施設等総合管理計画」（再配置計画及び長寿命化基本方針）の運用にあたっては、コスト論に偏る安易な施設の廃止・統廃合、民間移譲はしないこと。

(2) 個別施設計画の運用にあたっては説明や意見交換をていねいに行い、市民意見を計画に十分に反映させるなど市民との十分な合意形成を図ること。

(3) 機能停止や廃止する施設や土地の後利用については、市民や民間事業者の声を聴き、有効活用を積極的に進めること。

(4) 活用されていない施設、低利用の施設や土地については、市民ニーズ等を踏まえ、目的外利用も含めた有効利用を図ること。

(8) 職員人事における女性登用の推進、働き続けやすい職場環境の改善を続けるとともに、管理的地位にある女性の割合 10%以上の目標値を令和 7 年度には達成すること。

9. 投票率の向上について

(1) 各種選挙において、利便性の高い場所への投票所設置や若い世代への広報・啓発等、投票率向上に向けたより具体的な取り組みを進めること。

(2) 教育委員会等との連携の下、児童生徒、若者向けの主権者教育を展開すること。

(3) 投票所となる施設のバリアフリー化の現状を把握し、改善・整備あるいは場所の変更を直ちに進めること。【新】

(4) 不在者投票指定施設の拡充を図ること。【新】

4. 企画政策関係

1. 意思決定について

- (1) 政策決定過程における情報公開を徹底し、議会や市民に対し説明責任を果たすこと。
- (2) E B P M (Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案) の考え方方に則った政策の議論を進め、より効果が高く、市民に信頼される施策を推進すること。

2. 傾瞰的な視点から長野市の子育て、子育ち環境整備を目指す「長野市こども“のびのび”ビジョン」は、市民とともに進めること。

- 3. 長野地域連携中枢都市圏ビジョン（長野地域スクラムビジョン）、連携協約に基づく施策展開にあたり、取り組み状況を検証し、積極的に推進すること。
- 4. 長期戦略2040をないがしろにすることなく、本市の将来に向けた新しい施策展開を伸ばすこと。

5. 広聴について

- (1) みどりのテーブルに幅広い年代、特に若者や女性など幅広い市民が参加しやすい仕組みや環境づくりを行うこと。活発な意見交換に向け、新たな発想で取り組み、市民の声を積極的に政策に反映させること。
- (2) みどりのはがき及び同ホームページ版について、市民が直接市へ意見できる手段として周知を図ること。

6. 広報について

- (1) 市ホームページは、利用者にとって使いやすいデザイン、わかりやすい情報発信とすること。
- (2) SNS等各種媒体を一層活用し、市民にわかりやすい行政情報の適時適切な発信に努めること。

7. 市民参加・参画による市政推進について

- (1) 市民アンケートやパブリックコメントの実施に関し検証し、多くのご意見が寄せられるよう努めること。
- (2) こども・若者、女性、障害者等の市政参画の機会拡大に努めるとともに、

その声を市政に反映すること。

- (3) 県立大学をはじめ市内高等教育機関等との連携を具体的・積極的に進めること。
- 8. 市政課題解決のために、部局間の連携、国・県との連携を強化すること。
- 9. 合併 20 周年記念事業の親子バスツアーガが非常に人気であったことを踏まえ、市内都市部と中山間地域の交流をさらに展開すること。市民の中山間地域への関心を高め、ファンを増やし、中山間地域の維持及び活性化につなげること。【新】
- 10. 移住定住の推進について
 - (1) 「新婚家庭新生活支援事業補助金」等を充実させ、新婚家庭の経済的不安を軽減し、定住や人口増につなげること。
 - (2) 若者奨学金返還支援事業補助金を拡大し、若者の定住を促進すること。【新】
 - (3) 移住を考える方の多様なきっかけやニーズを汲み、本市が持つあらゆる資源の活用、各部局や民間等との連携、きめ細やかな情報発信と支援等を通じて移住者獲得に努めること。
 - (4) 移住後も移住者に寄り添った支援、対応をすること。
 - (5) 空き家を活用した中山間地域等の移住受け入れ事業を強力に支援すること。
 - (6) 本市でのリモートワークや移住に繋がる積極的な施策を講じること。
- 11. 公共交通について
 - (1) 令和 7 年 3 月の新 KURURU サービス開始にあわせ、「ながのスマート通勤応援事業」を積極的に実施すること。
 - (2) 公共交通への乗り換えの動機づけとなる取り組み、例えばパーク・アンド・ライド活用など、に取り組むこと。
 - (3) 市内バス路線の維持に向けて、人材確保等の支援に加え、公設民営化も選択肢に入れた将来のあり方について具体的に研究すること。
 - (4) 民間事業者が行う高齢者や障害者への運賃割引について、公的助成制度の導入を検討すること。【新】
 - (5) 2025 年開始予定の「地域連携 IC カード」を利用した IC 乗車サービスについて、切り替えに伴う混乱を生じさせないよう取り組むこと。
 - (6) 生活圏域における移動手段の確保・充実、連結する公共交通ネットワーク

の再構築に着手すること。

- (7) 乗合タクシー等の運行ルートについては、定期的に地域住民の声を聞いて見直しを行うこと。
- (8) 犀川南北の渋滞解消のため、市内南北交通軸へのBRT (Bus Rapid Transit、バス高速輸送システム) 導入を検討すること。
- (9) 公共交通利用促進や渋滞緩和などを目的としたミニバスターミナルの設置によるゾーンバスシステムの導入と、パーク・アンド・ライドの社会実験を実施すること。
- (10) 鉄道の利用促進に向け、駅と他の地域を結ぶ公共交通機関の利用促進と、それに伴う駐車場や駐輪場の整備拡大を図ること。

5. 財政関係

1. 地方財政健全化法が定める健全化比率を重視しつつ市民生活を送る上で必要なインフラ整備等への財源は各部局へ柔軟に措置すること。
2. 地方自治法 179条1項に基づく専決処分は、最大限回避し、臨時議会等を招集し対応すること。
3. 市政課題解決にあたっては市民に対する説明責任を十分果たし、最優先施策を明確に位置付け、理解・協力のもと財政運営に取り組むこと。
4. 昨今の物価高騰の動向を注視し、物品等の数量の見極めや必要な予算確保に特段の注意を払い、執行においては柔軟に対応すること。
5. 財政調整基金は、人口減少や社会経済情勢を踏まえた上で適正額の確保に最大限努めること。
6. 市有財産の適正かつ効率的運用を図ること。尚、市民サービスの低下を招かないようにすること。
7. 地方自治体財政の充実・強化に向けた自主財源の増大を図ること。引き続き地方交付税の適正配分と地方自治体への負担転嫁を避けるため、税財源委譲を国に強く働きかけること。
8. 国・県の助成を積極的に活用すること。
9. 公契約等基本条例の内容について周知を図り、市の公共工事や委託事務の品質確保、ダンピング受注の排除、労働者への適正賃金の支払い等を担保すること。
10. 公共事業の発注に際し、契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法等の選択を適切に行うこと。
11. 長野県が検討中の宿泊税について必要な調査を行い、関係部局と連携して、本市への影響や対応策等の検討へつなげること。【新】

6. 地域・市民生活関係

1. 市民と行政の協働について

- (1) 市民と行政の協働、住民自治協議会に関しては、「住民自治リフレッシュプロジェクト」に基づいた改善を着実に進めること。
- (2) 支所の位置づけ・役割を明確にしたうえで、支所機能を強化すること。
- (3) 支所と住民自治協議会が地域生活の安定と活性化を進める両輪として相互に適切な関係を築くように努めること。
- (4) 支所が直接的に地域の活力や魅力向上に関われる「支所発 地域力向上支援金」「地区活動支援担当」について充実を図ること。また、内容の検証により、地域力向上に資する取り組みとすること。
- (5) 中山間地域をはじめとする各地区的課題解決に向けた施策展開を図ること。
また、定年延長職員配置を検証し、さらなる展開を図ること。

2. 国の事業である「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、期限後の隊員の定住・引き続きの活発な活動を促し、中山間地域の活性化を図ること。

3. 中山間地域の活性化・生活支援について

- (1) 「長野市やまとビジネス支援補助金」の拡充を図ること。
 - (2) 過疎債卒業経過期間において「長野市過疎地域持続的発展計画」に基づく取り組みを進めるとともに、経過期間後の当該地域の整備・活性化に必要な財源確保に努めること。
 - (3) 辺地債の有効活用を図ること。
 - (4) 集落支援員を導入し、中山間地域住民の不安に寄り添い、安心して暮らせる生活環境に向けた具体的な方針を示すこと。
 - (5) 中山間地域あり方研究会での研究を進めるとともに中山間地域住民のニーズをよく聴き、期待に応える施策を展開すること。【新】
 - (6) 過疎化が著しい集落においては、将来的な無住化等の厳しい予測も視野に、今後の取り組み方向を検討すること。
- ## 4. 職員の地域活動への参画を促進すること。

5. 地域コミュニティ活動への支援を市が主体的に進めること。
6. 市民法律相談は、希望者が多く、内容も多岐にわたっていることから、相談回数増や、相談体制を一層充実させること。
7. 特殊詐欺、犯罪対策について
 - (1) 不当請求や振り込め詐欺、悪質な通信販売等の被害が急増していることから、被害を未然に防ぐための消費者への啓発を進め、消費生活の安全保持に引き続き努めること。
 - (2) 犯罪の発生が懸念される箇所へ、防犯カメラや照明等の設置を進めること。
8. 斎場について
 - (1) 多死時代が予測される中、斎場の適切な管理運営に努めること。なお、犀峠斎場については、地域に根差した運営を評価するものの、施設の老朽化や立地に不安があることから、関係者と十分連携を取りつつ必要な対応を図ること。【新】
9. 男女共同参画について
 - (1) 第5次男女共同参画基本計画における各指標達成に向け、男女が協働し、自発的に参画するような具体的な対応策を講ずること。
 - (2) 住民自治協議会、行政連絡区における女性参画が進んでいないことから、その改善に重点的に特に取り組むこと。
 - (3) 男女共同参画に向けたセミナーや各種行事については、より積極的に広報し、多くの市民の理解や参加を得て、行動につなげてもらえるように努めること。【新】
 - (4) 市女性職員のキャリア形成支援を進めるとともに、市役所管理的地位の女性の割合を令和7年度に10%という目標を達成すること。
 - (5) 男女共同参画センターの「女性のための相談」事業を充実させると共に、男性のための相談体制を確立すること。
10. 市内事業所における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境改善に向け、「男女共同参画優良事業者表彰」や「子育て安定雇用奨励金交付事業」の周知拡大、市内企業の個別訪問など積極的に取り組むこと。
11. 人権施策について

- (1) 市民が最も切実ととらえているインターネット上の人権課題について、「長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」に基づくインターネットリテラシーの向上、市民等への啓発、相談支援の充実を図ること。
- (2) L G B T Q の人権を尊重し、長野県等と連携して市及び県のパートナーシップ制度の周知を図ること。
- (3) ファミリーシップ制度の導入を検討すること。
- (4) 長野市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等に関する市民の理解促進、被害者等に寄り添った支援策を進めること。
- (5) 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権を確立し認め合う市民社会の構築に向け、人権同和施策を推進すること。
- (6) 結婚や就職をめぐり依然として深刻な部落差別に真正面から向き合い、市民はもとより運動団体とも連携した人権尊重施策を展開するとともに、人権侵害を救済する相談窓口の充実を図ること。

12. 交通安全対策について

- (1) 高齢者を含めすべての市民の交通安全に対する啓発・指導を推進するとともに、交通弱者の死亡事故の抑制対策を講じること。
- (2) 通学路等の安全対策を進めること。特に、通学路となっている道路上にある段差解消ブロックについては長野市通学路安全対策検討会議で扱い、重点的に点検し、設置者に撤去を促すこと。
- (3) 全世代の市民向けに、自転車用ヘルメットの購入費補助制度を拡充すること。
- (4) 市民から要望のある地域内の交通危険箇所については、道路及び施設整備を進め、安全配慮を図ること。

13. 市民窓口について

- (1) 窓口を訪れる市民一人ひとりに寄り添った親身での確な対応に努めること。
- (2) 窓口のバリアフリー化やDXを進め、市民の利便性と業務の効率化の向上を図ること。
- (3) 窓口の一部業務の外部委託化に関し、会計年度職員の雇用について十分配慮するとともに、より質の高いサービスの実現に努めること。

7. 保健福祉関係

1. 市民の健康づくりについて

- (1) 市民の健康づくりへの意識を高め、自身の健康を管理し、時々の課題に前向きに取り組めるよう、乳幼児から高齢者まで、ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの働き掛けを行うこと。
- (2) 思春期の子どもや若者への性教育、リプロダクティブヘルス/ライツに関する知識の普及と性差に配慮した相談体制の充実を学校、保健所/保健センター、長野市男女共同参画センター、専門家等の連携で進めること。

2. 出産、子育て支援の重要性を鑑み、妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）、こども相談室、子ども広場・子育て支援センター等の機能を充実させ、切れ目のない支援体制を構築すること。

3. 乳幼児の健康支援について

- (1) 乳幼児の検診や健康教室を通して子どもの健やかな発達を支援するとともに、疾病や障害の早期発見、早期療育を多機関連携で実現すること。
- (2) 健診結果の活用について、乳幼児検診は保護者の同意で保育園等と情報共有できることを周知し、発達等に不安を抱える保護者、子どもに寄り添うこと。
- (3) 生後3か月までとなっている「はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」の期間を生後1歳までに延長すること。また、母子の健康状態の確認を兼ねた（仮称）おむつ定期便を実施すること。

4. 女性の健康支援について

- (1) 思春期、妊娠・出産、更年期、老年期等、ライフステージで大きく変わる女性の心身の不安や悩み等に関する相談窓口及び医療機関等へつなぐ体制を充実すること。
 - (2) 女性特有の疾患について、正しい知識の普及やがん検診の受診率向上に向け、目標値を定めて取り組むこと。
5. がん患者のアピアランスケアについて、わかりやすい周知に取り組むこと。

【新】

6. 不妊治療・不育症検査等への支援について

- (1) 不妊の検査や治療に係る金銭的・精神的負担の軽減に向け、不妊・不育症相談の充実及び市独自の助成制度の継続とさらなる強化を図ること。
- (2) 関係部局と連携し、仕事と不妊治療の両立に関する企業等への理解促進を図り、不妊治療に取り組みやすい環境を実現すること。

7. 高齢者の生活支援について

- (1) 運転免許返納等で外出しづらくなる、高齢者の孤立を防ぐため、お出かけパスポートの申請と利用促進、セニアカーの利用促進を図ること。
- (2) 高齢者向け補聴器の購入補助制度については対象者の幅を広げて導入すること。

8. 中高年に向けたフレイル予防、介護予防への意識啓発を積極的に進めること。

9. 終活について

- (1) ライフデザインの一環として、市民の終活を促進すること。【新】
- (2) 本市での「人生会議」は、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に限らない幅広い事項について取り組めるよう、発展形も示すこと。【新】
- (3) 他都市の事例も参考に、終活情報登録制度や遺贈寄付取り扱い制度の整備等、個人の意思を尊重しやすい環境を整えること。【新】

10. 介護事業、家族介護者支援について

- (1) 地域包括支援センターの施設及び機能を拡充すること。
- (2) 介護保険事業において、24時間対応を含め「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業の十分な予算を確保するとともに、事業者への周知と協力の働きかけを積極的に行うこと。
- (3) 高齢者見守り体制を強化すること。友愛活動については、地区の福祉推進員に過大な負担がかかるない方法を検討すること。
- (4) 介護離職防止、介護技術向上、介護ストレス解消等家族介護者支援に向けた具体的な取組を拡充すること。

11. 福祉・介護人材について

- (1) 高齢者福祉施設、障害児・者福祉施設等の人材確保、人材育成、定着に向けた取り組みを強化すること。

(2) 介護士のための相談窓口を設置するとともに、市内の各施設に対して適正な賃金水準を維持するよう指導を行い、国に対し改善について強く要望すること。

12. 認知症の早期発見と家族のサポート体制の整備を進めること。【新】

13. 障害児・者支援について

(1) 「だれもがあたり前に暮らせるまち」をめざし、障害当事児・者の意見・要望に基づいて市単独の給付・補助を拡大すること。

(2) 市独自の医療的ケア児等コーディネーターを設置すること。【新】

(3) 市内3か所目の児童発達支援センターについて市南部への設置を進めること。【新】

(4) 障害者の雇用促進に向け、民間企業、自治体それぞれの法定雇用率を満たすよう取り組むこと。特に市有施設では積極的な雇用を行うこと。

(5) 障害者の工賃アップを実現すること。

(6) 障害者差別禁止条例の制定に取り組むこと。

(7) 障害者が地域で生活しやすくするため、「長野市障害者にやさしいお店登録制度」事業をはじめ、市民、地域社会による取り組みの周知、普及を積極的に図ること。

(8) 障害者が生活しやすいまちとするため、ユニバーサルタウンマップ（トイレ情報）やバリアフリートイレマップだけでなく、多種類の情報を盛り込んだマップ、ガイドの充実を図ること。【新】

(9) 手話言語条例の制定について、聴覚障害者をはじめ市民とともに取り組むこと。

(10) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けされていることの周知を図るとともに、対応改善を図ろうとする事業者等への支援制度を設けること。

14. 生活困窮者等支援について

(1) 生活困窮者自立支援事業（まいさぽ長野市）において、就労支援の充実、生活困窮者世帯の子どもの学習支援など、当事者の状況に寄り添い、ニーズに応えられる万全の体制を構築すること。

(2) 生活困窮家庭、ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業について、ニーズ

に応えられる事業とすること。

- (3) フードパントリーに取り組む企業や団体等の善意が真に必要な人に届くよう連携を図ること。

15. 令和元年東日本台風被災者の日常生活の安定を図るため、きめ細やかな見守り、サポート事業を継続すること。

16. 避難行動要支援者と福祉避難所について

- (1) 避難行動要支援者の安全確保のため、個別避難計画の作成を市が責任を持って支援するとともに、受け入れ態勢をはじめ課題解決を急ぐこと。

- (2) 福祉避難所の開設及び運営について、個別避難計画の作成と合わせ、的確な見直しや訓練を行い、万全の避難体制を構築すること。

- (3) 避難行動要支援者については、個別避難計画に基づいて福祉避難所への直接避難体制を実現すること。

17. 女性等の相談支援体制について

- (1) 児童虐待、DV、産後うつ等の家庭内における相談事項について、相談窓口の周知、他機関連携、相談者へのフォローワー体制の強化を図ること。

- (2) 女性相談員の正規職員化も含めた待遇改善を図り、人材確保に努めること。【新】

18. こころの健康と自殺対策について

- (1) 市が行う精神保健相談、こころの相談をはじめ、多様な心の悩みについての相談窓口をわかりやすく周知するとともに体制充実を図ること。

- (2) NPO 法人等が運営する自殺防止の相談窓口や相談員の育成に対する支援を行い、相談事業の体制を強化すること。

- (3) ゲートキーパーの育成や活用等の強化を図ること。

- (4) 自殺予防対策として、自殺危険率の高いうつ病に関する正しい知識の啓発を、市民や企業に向けて実施すること。

- (19) ひきこもり支援について、当事者のライフステージや個々の状況に応じ、多機関連携による支援を行うこと。

20. グリーフケアの推進について

- (1) グリーフケアについて市民の周知と理解を働き掛け、相談しやすい環境と体制を図ること。【新】

(2) わかちあいの場づくりや活動を支援すること。【新】

21. 母子生活支援施設である「美和荘」の重要な役割に鑑み、早期に抜本的改築を図ること。
22. 食育について、市民の健康増進のため、多様な機会、手法で推進を図ること。
23. 食品の安全性・病原ウイルスに加え、新たなウイルスの発生など、保健衛生に関する社会不安が増大していることから、保健所における検査体制ならびに相談体制を一層充実させること。
24. 食の安全について
 - (1) 毒きのこ、細菌やウイルスなどによる食中毒を防ぐため、市民の意識啓発や具体的な予防方法について一層啓発すること。
 - (2) 食品製造業者における異物混入防止、品質管理について啓発及び適切な指導を行うこと。
25. 動物愛護について
 - (1) 動物取扱業者が適切な飼養管理を行うよう、相談、検査、指導等を適切に行うこと。
 - (2) ペットの飼い主等に対し、狂犬病予防接種等、適正な飼養管理等についての理解や意識を高め、取り組みを促すため、広報普及活動、講座等を積極的に行うこと。
 - (3) 殺処分ゼロに向けて特に課題のある猫については、猫繁殖制限助成制度、地域猫活動の促進、マイクロチップ装着義務化等、効果の高い取り組みの導入を積極的に推進するとともに、市独自の動物愛護条例制定も検討すること。
 - (4) ペット飼育、多頭飼育が絡む社会福祉的な支援が円滑に行われるよう、多機関連携で積極的に取り組むこと。
26. 墓地について
 - (1) 個人墓地の情報収集を行い、台帳管理を適切に行うこと。【新】
 - (2) 無縁墓地化を未然に防ぐよう、人口減少が著しい地区を中心に、墓地経営者等へ働きかけること。【新】
27. 国民健康保険について

- (1) 国民健康保険料の収納率向上及び疾病予防・適正受診など医療費の適正化等を図り、国保財政の安定化に努めること。
- (2) 県の定める標準保険料率の動向に注視し、過度な医療費の抑制につなげないこと。また、保険料の過度な引き上げを行わないこと。
28. 市民病院については市民の医療的ニーズに応えつつ健全経営に務め、市内の拠点病院としての機能強化を図ること。
29. 長野赤十字病院の新病院建設については、必要な支援をすること。
30. 市民の健康・安全を守るため、市民病院と厚生連篠ノ井総合病院の救命救急センター指定を県に強く働きかけること。

8. こども関係

- ① 市独自の「子どもの権利条例」制定に向け、市民への啓発を十分に行うとともに、子どもを含む市民との協働、議会を交えた議論により検討を進めること。
2. 「子どもの貧困対策計画」に基づき、継続的に生活に困難を抱える子どもや家庭の把握を進め、相談窓口や支援制度の十分な周知を図ること。
3. こども総合支援センター「あのえっと」について
 - (1) 運用にあたり、相談者に対する専門的・継続的支援体制を拡充し、寄り添った対応をすること。
 - (2) 子どもたちからのSOSを受け止め、寄り添い、問題解決、特に権利救済に的確につなげること。
 - (3) 発達障害児とその保護者に寄り添った細やかな支援を行うため、専門の相談員の配置、専門医との連携、子育て支援センター、幼稚園・保育園・小学校等の連携体制を拡充すること。
4. 出産、子育て支援の重要性を鑑み、妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウボラ）、こども相談室、子ども広場・子育て支援センター等の機能を充実させ、切れ目のない支援体制を構築すること。
5. 幼児教育・保育について
 - (1) 副食費の無料化を実施すること。
 - (2) 未満児への保育料無償化、多子世帯保育料軽減制度等、市独自の保育料軽減策をさらに充実すること。
 - (3) 試行を始めた「こども誰でも通園制度」について、園や利用者の声を聴き、制度、体制の改善を図ること。
 - (4) 各家庭のニーズに沿った、どの家庭も一定以上の保育・幼児教育環境が享受できるよう、公私立保育園施設の環境整備を進めること。
 - (5) 保育幼稚園料未納家庭について、単に徴収するだけでなく、子どもの安全確認、養育環境など背景の調査も行いながら対応すること。【新】
6. 長野市こども・子育て支援事業計画に基づき、子育ち・子育ての総合的な支

援、品行対策、児童虐待防止等を着実に進めること。

7. 特別保育事業について

(1) 一時保育・休日保育・延長保育等の特別保育事業の充実を図ること。

(2) 病児・病後児保育のニーズを把握し適切に進めること。

8. 放課後子ども総合プランについて

(1) ながのこども財団の健全運営に努めること。

(2) 支援員の柔軟な働き方を踏まえつつ、やりがいの感じられる労働環境の整備を進めること。

(3) 全学校で参加希望児童全てを受け入れる体制を早期に実現すること。

(4) 利用児童数が過度に多く、面積基準を満たしていない、プラザへの負担が増大している等の状況が続く古牧、古里、篠ノ井中央の3児童センターについて、小学校の教室や隣接公共施設等の利用により十分なスペースが確保されるよう連携や調整を進めつつ、子どもたちの安全で安心な居場所となるように施設や受け入れ体制の抜本的な見直しを早急に図ること。

(5) 各施設においては、必要な整備を行い安全で安心な環境とすること。特に、暑さ対策として、利用頻度の高い遊戯室等へのエアコン設置を進めること。

(6) ガイドラインに則り、施設を利用している子ども及び保護者へのアンケートを年度ごと1回以上実施し、ニーズに沿った対応改善を図ること。また、ニーズに沿った対応改善を図ること。

(7) 児童福祉法の改定に伴う職員配置等「設置基準の緩和」を行わないこと。

(8) 18歳未満のすべての児童が利用できる本来の児童館の整備、運用について令和6年度の試験開館も踏まえて早期に実現すること。

9. 子ども食堂等、子どもの居場所づくりに積極的に取り組み、民間による運営には支援を拡充すること。補助要件、研修内容への不満を持つ団体もあることから、現場の状況やニーズをよく把握して改善を図ること。

10. 発達障害児の支援について

(1) 早期発見・早期対応に向けた取り組みが重要であることから、発達支援ネットワーク事業を基に、保育所・幼稚園での取り組みへの支援を拡充すること。

(2) 発達支援あんしんネットワーク事業を拡充し、未就園児から学校卒業後ま

で、発達支援が必要な子どもと保護者への最適な支援ができる体制を構築すること。【新】

(3) 地域発達支援会議では、保健・福祉・医療・教育など、専門的な知識を持つ人材を集め、円滑な連携がとれる体制、関係性を構築すること。【新】

(4) 保護者や各施設からの相談に十分に対応できる体制とすること。発達支援へのニーズの高まりを踏まえ、市内3か所目の児童発達支援センター設置に向けた働きかけを積極的に進めること。

11. 仕事と育児を両立できる環境整備に向け、ファミリーサポートセンター事業等を積極的に支援すること。

12. ヤングケアラーの実態調査と支援策の充実を図ること。

13. 里親について、広く市民への理解を促すとともに、里親を希望する家庭、里親家庭等の相談、支援体制を充実すること。

(14) ケアリーバーへの支援を充実すること。若者サポートプロジェクトを実施している社会福祉協議会と連携し、児童養護施設退所や里親委託解除により一人暮らしを始めた若者への、孤立防止支援や経済的支援を手厚くすること。

9. 環境関係

1. 長野市環境基本計画について

- (1) 第三次長野市環境基本計画に基づき、地球温暖化防止や限りある資源の有効活用を図るため、省エネルギーの推進と、小水力発電・太陽光発電など新エネルギーの活用に努め、2050ゼロカーボン社会の実現に向けて、具体的な施策を展開すること。
- (2) 市民への一層の啓発や子どもへの教育について強化し、市民の取り組みに対する助成措置を充実すること。

2. ゼロカーボン推進について

- (1) 木質バイオマス活用については民間とも連携して積極的に進め、温室ガス排出量の削減及び中山間地域の活性化につなげること。
- (2) 助成措置を講じて、小水力をはじめとする発電施設の整備を進めること。
- (3) バイオマスをはじめ、ゼロカーボン推進に寄与する新事業開発や新規参入事業者の相談、支援体制を充実すること。

3. 再生可能エネルギーへの転換について

- (1) 「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の運用において、市は県との連携による情報収集や状況把握を随時行うこと。また、設置後のトラブルについて、周辺住民の理解を得られる課題解決を図ること。
- (2) 公共施設への太陽光発電設備の整備を更に促進すること。
- (3) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やスマートハウス等、環境にやさしい住宅の整備に対する助成制度の周知を図り、充実すること。

4. 脱プラスチックについて

- (1) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集方法が変わることにおいて、令和7年4月からのモデル地区での取り組みを検証し、翌年度からの一斉収集に反映すること。また、分別収集物の再商品化に具体的に取組むこと。
- (2) 脱プラスチックの観点から、エコバッグとマイボトル持参と利用の協力を引き続き求めること。

5. ごみ処理について

- (1) 家庭から出すごみの分別について市民の理解と実践を強く促し、特に、ごみ収集車やセンターの火災事故につながる可能性のあるリチウムイオン電池、小型家電等の分別や廃棄方法についてさらなる周知を図ること。”
- (2) 紙ごみの資源化や生ごみの堆肥化によるごみ減量の推進を一層進めること。
6. 資源再生センターの施設見学コースの有効活用、リサイクルプラザの3Rの取り組みの拡大により、廃棄物の削減、環境にやさしいライフスタイルの啓発、環境教育を進めること。
7. 広域連合の新しい最終処分場の選定にあたり、環境保全、住民の合意形成に最大限の配慮を行うこと。
8. 廃棄物の不法投棄防止のため積極的な広報・啓発活動を進め、不法投棄をさせない環境整備を図ること。
9. 廃棄物処理業者への監視指導体制整備と処理業者の健全育成に努めること。
10. し尿処理について
- (1) 災害等の緊急時において迅速かつ必要な対応が取れるよう備えること。
- (2) し尿汚泥の堆肥化、再生可能エネルギー等の活用を図ること。
- (3) 千曲衛生施設組合の施設再整備について、本市のし尿処理の将来的なあり方を明確にしつつ、組合構成自治体等とも十分な検討・協議を進めること。

【新】

11. アスベスト(石綿)対策において、平時からの準備に万全を期すこと。かつ、災害時における「災害時の石綿飛散防止の手順書」を早期にまとめて府内共有を徹底するとともに、石綿にかかる業界団体との連携協定を図ること。
12. 放射線量やダイオキシン類・アスベスト・PM2.5等、有害汚染物質の監視し、常時きめ細かい調査と情報公開を行い、併せて発生防止と飛散防止対策に努めること。
13. 公衆トイレについて
- (1) 男性用汚物入れの設置を進めること。
- (2) 福祉トイレ、女性用トイレの整備を重点的に進めること。
14. 食品ロスの減量化や生活困窮者対策に役立つ「フードドライブ」を推奨し、市民の間に広く浸透するよう努めること。
15. 「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる

条例」の趣旨の周知とマナー向上対策に取り組むこと。

16. 希少動植物の保護や生態系被害防止、外来種の防除について、本市の豊かな自然を守るため積極的な取り組みを行うこと。特に市有施設において、外来種の防除を強化すること。
17. 自治体新電力「ながのスマートパワー株式会社」については、エネルギー面及び経済面において、地域循環型社会の実現に資するように取り組むこと。

I 10. 経済産業振興関係

1. 須坂長野東インターチェンジ周辺の新産業団地や流通団地開発、大型商業施設開店に伴う消費動向、雇用環境、交通量の変化を見据えた対策を迅速にとること。【新】
2. 物価高騰、為替変動対策について
 - (1) 物価高騰や人件費上昇など経営圧迫となる市内事業者への適切な支援を行うこと。
 - (2) 市内事業者において原材料費等の高騰分の価格転嫁が適切に行われているか調査指導を行うこと。
 - (3) 物価高騰による消費冷え込み、地域経済停滞を開拓するための施策を積極的に行うこと。
3. 中小企業支援について
 - (1) 電子帳簿保存法やインボイス制度の開始、最低賃金上昇や人手不足等の影響を受ける事業者、特に小規模事業者や個人事業者への支援を、国や商工団体等と連携して積極的に進めること。
 - (2) 地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組むことを明確化するために中小企業振興条例を制定すること。
4. 企業誘致について
 - (1) 産業立地ビジョン企業や地域の意向を踏まえて進めること。
 - (2) 諸税等の優遇措置を講ずると共に、助成措置の適用を図ること。
 - (3) 企業誘致を通じて、雇用拡大ならびに従業員等の定住促進につなげること。
 - (4) 既存企業に常に意向調査を行い、市外転出のないよう要望に応えること。
5. 地域経済振興に資する地場産業の育成を図ること。
6. 安定した雇用確保について
 - (1) 若年層の就職支援を強化すること。
 - (2) 「おしごとながの」を更に充実・活用し、市内企業をPRするとともに、地元就職を奨励し雇用のマッチングを図ること。
 - (3) Uターン、Iターン就職希望者の相談体制について、関係部局と連携して

充実すること。

- (4) 就職氷河期世代への就労支援を積極的に行うこと。【新】
- (5) 就労支援イベントの拡充等により、高齢者が積極的に雇用されるような対策を講じること。
- (6) 就職しても職場に適応できず仕事上の悩みを抱え「就職後の引きこもり」や、早期離職する「若年無業者」に陥るケースが見られることから、本人のみならず、企業に対するカウンセリングや心のケア等の相談体制を充実すること。

7. ワーク・ライフ・バランスについて

- (1) 子育てや介護をしながら男女ともに働き続けられる職場環境の整備を、企業・団体に対し積極的に働きかけるとともに支援策を充実すること。
- (2) 子育て・介護離職者の再就職支援、企業への再雇用支援を進めること。
- (3) 長野市子育て雇用安定奨励金が活用されていないことから、その周知を積極的に図ること。
- (4) 労働者のライフステージごとの状況を考慮した働きやすい環境整備を進めること。【新】

8. 中山間地域経済の活性化について

- (1) 地域資源を活用した起業を積極的に支援すること。
- (2) 地域・市民生活部所管のやまとビジネス支援補助金、中山間地域における用地取得、家賃補助の活用を促すこと。

9. スマートシティについて

- (1) スマートシティNAGANO基本計画のロードマップに則って、推進と進捗管理を適切に行うこと。
- (2) NAGANOスマートシティコミッショナ（NASC）、スタートアップ成長支援等の各種事業の運営に当たっては、民間活力を最大限引き出すとともに、目的、経過や成果に関して市民にわかりやすい説明を行うこと。
- (3) プロジェクトやモデル事業等で構築された新技術や仕組みの早期活用、普及を図ること。

10. 衛星データ活用推進事業について、他部局と連携を図り、効率的な事業とすること。【新】

II. 観光文化関係

1. 観光振興について

- (1) スポーツ、農業、文化分野と連携を図り経済効果や雇用創出につながる観光振興策に取り組むこと。
- (2) 自然、文化、食をはじめとする市内の多様な資源の発掘と整備、活用を進めること。
- (3) 県内外地域との連携体制の整備等、広域観光の取り組みを強化すること。
国内外の旅行業団体、JR東日本・JR西日本等と連携し、観光ツアー等の誘致に積極的に取り組むこと。
- (4) 市民を挙げた「おもてなしの心」の醸成、交通・施設・サービス等のバリエーション化、ユニバーサルデザイン化を進めること。
- (5) 駐輪場の新規整備、市街地や観光地におけるEバイクを含むレンタサイクルの仕組みを充実し、活用されるように取り組むこと。

2. コンベンションの推進について

- (1) ながの観光コンベンションビューローについては、コンベンション関係者との連携を密にし、主催者と参加者双方が満足度の高いコンベンションの実現と、市内経済効果最大化のための取り組みを促すこと。

3. 観光関連団体等の取り組みについて

- (1) 市内観光資源の活用拡大に向け、着地型観光に取り組む旅行会社の旅行商品造成や誘客を支援すること。
- (2) 市内各地の観光ボランティアの人材確保や育成、おもてなしの活動を積極的に支援すること。

- (4) 「長野市文化財保存活用地域計画」に基づき、本市の歴史や文化の観光への活用を積極的に進めること。

5. 外国人旅行客の受け入れについて

- (1) 外国人観光客の満足度を高めるため、JNTO認定外国人観光案内所の拡大、わかりやすい表記、ICT活用（リアルタイム音声文字表示機等）の充実を図ること。

(2) 文化や習慣の違いへの対応等、外国人旅行者の受け入れ態勢と快適に過ごせる環境整備に努めること。

6. 戸隠地域について

(1) グリーンシーズンを含む一年を通しての観光資源・観光拠点として活用されるよう取り組むこと。

(2) バリアフリー観光の市内先進地として、国、県や民間と連携し、施設整備や取り組みを支援すること。

7. 飯綱高原について

(1) 飯綱地域の一体的な観光戦略について、地元住民と連携して取り組むこと。

(2) 「森の駅 DAIZAHOUSHI」の活用により、地域振興を図ること。特に利用者拡大に向けた運営について検証し、必要な改善を図ること。

8. 川中島古戦場史跡公園を観光ハブとして整備すること。

9. 中山間地域が有する豊富な資源を観光振興に積極的に活用し、地域活性化につなげること。

10. 文化芸術活動支援について

(1) 地域における文化芸術活動を積極的に支援すること。

(2) 文化芸術活動の発表の場の充実を図ること。

(3) 伝統芸能子どもフェスティバル等の事業の継続、部活動の地域移行の機会も活用して、伝統芸能の担い手育成に向けた活動を支援すること。

(4) 本市の歴史・伝統を伝承する祭りや民俗芸能等の保存伝承活動の助成措置を充実すること。

(5) 芸術文化振興基金等の活用により、文化団体の育成を図ること。また、子ども達の育成強化に取り組むこと。

(6) 子ども向けの芸術鑑賞の機会を増やすように努めること。

11. 長野市芸術館について

(1) 長野市文化芸術振興財団の「育む」「楽しむ」「創る」「つなぐ」の事業コンセプトのもと、市民参加型の事業を続けること。

(2) 小中高校生の利用料をさらに減免し、市民に開かれた文化芸術活動を創造すること。

(3) 芸術館利用者の駐車場料金を3時間まで無料とすること。

12. 部活の地域移行について

- (1) 文化部系活動の地域移行については、生徒のニーズに沿い、保護者に過度な負担がかからないよう、実証事業を行いつつ整備を進めること。
- (2) 本市が持つ文化団体、人材、施設の積極的活用を図ること。

13. 文化財について

- (1) 市文化財の補修、改修等の整備を行うこと。
- (2) 「文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財に関わる団体と今後活用が期待される社会教育や観光分野等との連携を十分に図りつつ取り組むこと。
- (3) 令和元年東日本台風被害を受けた文化財等の修復を引き続き行うこと。
- (4) 用途廃止施設を利用した収蔵庫の維持管理を適切に行うこと。

14. 松代大本営地下壕跡については、全国的にも稀少な戦争史跡であることから、国の戦争史跡指定に向け、市が主体となり積極的に取り組み観光資源としても活用すること。

15. 博物館等について

- (1) 博物館の展示等については、特別展や企画展を充実させ、来館者の増加を図ること。
- (2) 信州新町美術館を文化芸術・教育の実践の場として活用できるよう、環境を含め整備・充実すること。
- (3) 真田宝物館・資料館・記念館を積極的にアピールすること。
- (4) 築年数が経過した博物館等施設の維持管理や計画的な整備を行うこと。再編の検討は、地域や市民とも協議をしながら進めること。

16. 観光施設の利用料変更においては、関係者との十分な協議、市民や利用者へのていねいな説明で理解を得たうえで行うこと。なお、利用者側からの視点において、施設やサービスのレベルが価格に見合っているかどうかの検証も行うこと。【新】

I2. スポーツ関係

1. 長野市スポーツ振興計画について

(1) スポーツ施策・環境整備・指導体制整備・スポーツ施設全般の整備等に取り組むこと。

2. 国スポ・全障スポについて

(1) 国スポ・全障スポに向けた施設整備においては、整備コストや今後の活用と将来見込まれる維持コストにも十分配慮して進めること。

(2) 大会を契機に、スポーツへの関心を高める事業や選手育成への支援を拡充すること。【新】

3. スポーツ人口の拡大について

(1) こどもの健全育成や地域活性化等に鑑み、ジュニアスポーツの環境整備に積極的に取り組むこと。

(2) 市民からトップアスリートを輩出するべく、競技団体や体育協会・関係省庁と連携しオリンピック施設の有効活用も含め、積極的に取り組むこと。

4. 障害者へのスポーツ普及について

(1) 全障スポ開催を一つの契機に、障害者へのスポーツ参加、選手の育成を図ること。【新】

(2) 障害者スポーツ推進団体の活動を支援すること。【新】

(3) スポーツ施設利用料等における障害者の減免制度を継続すること。【新】

5. 河川敷グランドのトイレについては、ニーズに応じて簡易水洗型、洋式便座、数量増などの対応を図ること。

6. スポーツを通した健康寿命延伸について

(1) 住自協や公民館で日常的に手軽に行なうことのできる健康体操の普及と定着を市民と協働で推進すること。

(2) マレットゴルフやゲートボール等の競技者の要望を踏まえた競技場の整備を進めること。

7. 社会体育館について

(1) 社会体育館の有料化については利用者のニーズを重く受け止めた運用を図

ること。【新】

- (2) 雨漏り対策、夏の暑さ対策、施設の利便性向上など、利用者や管理者等の声を聞きながら改善を図ること。【新】

8. オリンピック施設の魅力を活かして、スポーツコンベンションや合宿の誘致を更に進めること。

9. 本市のスポーツ施設や宿泊施設、自然環境等をセールスポイントにスポーツ合宿の誘致を進めること。なお、県で検討する宿泊税が導入される場合には、児童生徒や学生については減免等の対応策を講じること。

10. サンマリーンながのの利用料金は、子ども料金は年間を通じて 400 円で利用できるようにするともに、シルバーの通年利用料金を以前の利用料金に近づけるよう 30,000 円に減額し、利用促進を図ること。

11. 地域密着型プロスポーツチームとの連携を一層進め、地域振興に繋げること。

12. 部活の地域移行について

- (1) 令和 7 年度末までのスポーツ部活動の地域移行を目指しつつ、新しい体制整備については県外事業者への丸投げではなく、できるだけ地元の資源を活用すること。

(2) 本市が持つスポーツ団体、人材、施設の積極的活用を図ること。

I 3. 農林関係

1. 農業の経営安定について

- (1) 昨今の異常気象や近年多発する自然災害対応ならびに農業の経営安定のため、収入保険加入補助制度や農業共済制度の周知と拡充をすること。
- (2) 異常気象や気候変動による被害防止の対応策を関係機関と連携して積極的に進めること。【新】

2. 有害鳥獣対策について

- (1) 鳥獣被害防止対策協議会や住民自治協議会等とも協力し、地域と一体となった鳥獣被害防止に取り組むこと。
- (2) 野生鳥獣の処理加工技術向上及びジビエ肉の流通・消費拡大に一層努めること。
- (3) ジビエ加工センターの有効活用を図ること。【新】

3. 中山間地域農業、農村について

- (1) 本市の基幹産業である農業の経営及び収益性を高めるため、中山間地域の土地基盤整備の拡充、機械化等の対象範囲拡大等の十分な予算の確保を図ること。
- (2) 産業の維持及び農地・林地の荒廃を防ぐため、中山間地域直接支払制度・地域奨励作物補助制度をはじめとする諸制度の積極的な活用を図ること。
- (3) 意欲ある集落、住民による農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を積極的に支援すること。
- (4) 農業に関わる移住・定住促進、関係人口増加に向けて、地域活動支援課や人口増推進課等と連携して取り組むこと。
- (5) 中山間地域の活性化を図るために、農山村の魅力を県内外に積極的にPRし、農家民宿をはじめとする農業体験型事業を積極的に進めること。

4. 農業の担い手確保について

- (1) 新規就農者の初期経費負担軽減に資する施策を講じ、少ない資金で農業に新規参入できる制度を確立すること。
- (2) 50歳以上の新規就農者に対する経済的支援を構築すること。

(3) 市外からの新規就農者に対する空き家等の斡旋体制を強化すること。

5. 農業研修センターについて

(1) 新規就農者向け講座の拡充すること。【新】

(2) 果樹や稻作など研修作物を拡大すること。【新】

6. 農業振興について

(1) 令和7年3月末までに策定の地域計画について、各地域の状況を的確に把握し、必要に応じた支援を行うこと。【新】

7. 農業振興について

(1) 農業経営基盤法に基づき策定が進められている「地域計画」について、地域から寄せられた要望等には早急に対応方法を示すこと。

(2) 多様な農業従事者に対し、農業機械化補助金の拡充、機械のリース等、経済的な負担軽減に資する体制を整備すること。

(3) 伝統野菜の伝承と普及を図ること。【新】

(4) 地元農畜産物の消費拡大と地域ブランドを構築すること。

(5) 果樹振興について、生産者等からの意見を受け止め、生産振興と販売力強化に繋がる市独自の支援を講じること。

8. ワイン振興について

(1) 遊休地等を活用したワイン用ブドウの生産を更に推進すること。

(2) 栽培、醸造、販売等の技術及び経営支援を、県や関係機関等と連携して取り組むこと。

(3) 本市におけるワイン振興を効果的に進める観点で、広域特区、ワインツーリズム等における広域連携も図ること。

9. 農業の6次産業化を進めるため、農産物加工所や販路拡大への支援を充実させること。ならびに、十分な予算を確保すること。

10. 林業振興と森林の整備活用について

(1) 松枯れの拡大防止を図ること。

(2) 林業の採算性を高めるため、林道・作業道の整備、間伐、流通体制の確立を進めること。

(3) 地元産木材を積極的に活用すること。特に、財産区における戦後の植林材の活用を図ること。

(4) 国の森林税（森林環境譲与税）及び長野県森林づくり県民税による財源の有効活用を図ること。

(5) 林業従事者の確保と育成、産業としての林業振興に努めること。

11. 地域資源を活かした有機農法等の循環型で高付加価値な特色ある農業への転換を推進し支援すること。
12. 農道の登録を促進すること。
13. 農福連携事業を更に進めること。
14. 多くの農業者が活用できるスマート農業事業とすること。

I 4. 建設関係

1. 災害に強いまちづくりについて
 - (1) 信濃川水系緊急治水対策プロジェクト進捗について主体的かつ正確に状況を把握し、情報を適宜公表し、引く続き、早期の完了を強く求めていくこと。
 - (2) 信濃川水系河川整備計画に基づく堤防の強化や嵩上げ及び河床整備、掘削等による治水安全度の向上を確実に進めるよう国に強く求めること。
 - (3) 幹線排水路・雨水渠・雨水貯留施設の計画的な整備促進及び河川流域の保水能力及び遊水機能の向上を図ること。
 - (4) 下流部における排水機能を充実させるため、排水機場の能力向上や自動化を計画的に進めること。
 - (5) 中山間地域の河川内の倒木処理を迅速に行うこと。県管理河川に関しては、県への要望を確実に行うこと。
 - (6) 道路・河川の防災予算を大幅に増額し、災害を未然に防止すること。特に、災害常襲地域対策や中山間地域対策を強化すること。
2. 千曲川・犀川等一級河川及び中小河川の危険箇所における築堤・護岸・河床の安全度を数値で示し、必要な対策を講じ早急に整備するとともに、無堤地区解消を積極的に進めること。
3. 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定された地区について国や県等と連携を図り、土砂災害防止工事等のハード対策を確実に進めること。
4. 市街地等における生活道路網の整備について
 - (1) 市民生活の利便性・安全性向上のための歩道設置や交差点の改良・維持、ユニバーサルデザインに基づき景観にも配慮した良好な交通環境の向上を図ること。
 - (2) 市内交通安全対策としてカーブミラー予算を十分に確保すること。
 - (3) 市民等からの道路補修等の要望については、安全性確保のため年度途中でも迅速に対応すること。
 - (4) 点字ブロックや横断歩道のエスコートゾーンの破損については、特に迅速に対応すること。【新】

5. 市街地の交通渋滞解消のため、車両の流れを外環に導く環状線・バイパス線整備等の早期実現に向け、関係団体等と連携して取り組むこと。
6. 中山間地域の生活幹線道路について
 - (1) 支障木伐採・市道沿いの草刈り・側溝の土砂上げ等の助成措置の拡大と積極的な人的支援を行うこと。
7. 空き家対策について
 - (1) 「空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用を進めること。空き家バンクの取り組みの充実を図ること。
 - (2) 除却等に対する支援を強化すること。
8. 耐震診断について
 - (1) 住宅の耐震診断、耐震補強工事への補助制度を強化すること。
 - (2) 耐震ベッド購入を促進し、その助成制度を導入すること。【新】
9. 市営住宅について
 - (1) 老朽施設等の整備を計画的に進め、高齢者や障害者に優しい住環境の向上を図るため、エレベーター設置やバリアフリー化を計画的に進めること。
 - (2) 入居手続きについて、速やかな受け入れに努めるとともに柔軟な対応をすること。
 - (3) 募集停止物件の後利用を早期に示すこと。
10. 除雪について
 - (1) 歩道も含めて万全の体制で臨むこと。
 - (2) 生活バス路線の確保を最優先すること。
 - (3) 国・県・市の連携により、迅速かつ安全な除雪体制を整備すること。
 - (4) 小型除雪機の貸与・貸出について周知を図るとともに、迅速に貸し出しできるようにすること。
 - (5) 塩カルの配布は、地域の状況に応じて柔軟に対応すること。
11. 地籍調査について、ドローン等を活用して計画的に進め、市道の公図未整備を早く解消すること。
12. 公共事業における市内産木材の積極的利用を進め、森林資源を有効に活用すること。
13. 建設工事請負契約について、資材価格等の高騰に適切に対応すること。

14. 土木要望について

- (1) 積極的に予算を確保し、年度内や早期完成を目指すこと。
- (2) 事業化の可否について丁寧な説明をするとともに代替案を示すなど地域に寄り添った対応をすること。

I 5. 都市整備関係

1. まちづくりについて

- (1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めること。
- (2) 「公共交通を軸としたまちづくり」の観点を重視して取り組むこと。
- (3) 自転車活用推進計画に基づき、安全な自転車道の整備を図ること。

2. 東外環状線の供用開始を受け、必要度の高い道路の計画的な整備と柳原交差点の渋滞解消対策を推進すること。

3. 丹波島橋と長野大橋の渋滞解消について

- (1) 丹波島橋周辺の渋滞対策として、丹波島橋の拡幅や新橋の建設を検討すること。なお、橋北側の対応策により若干の改善がみられるが、橋南側では依然として渋滞がひどいことから、その改善策も検討すること。
- (2) 令和8年の五輪大橋無料化を確実なものとすること。

4. 魅力あるまちづくりについて

- (1) 北長野、篠ノ井、松代などの地域拠点においては、それぞれの地域特性を踏まえた公共施設や生活利便施設等の集積を図り、都市機能や居住の維持につなげること。
- (2) 地域が提案するまちづくりについて、市民との協働で魅力あるまちづくりを積極的に進めること。

5. 中心市街地の活性化について

- (1) 中心市街地活性化プランは、長野駅前、新田町周辺、権堂、善光寺周辺のそれぞれの機能に特化したゾーニングを図り、生活拠点としての整備を図るとともに賑わいの創生に向けた整備を促進すること。
- (2) 長野駅前 B-1 地区の再開発事業については、市民への十分な説明を重ね、長野市の顔として誇れる良質な都市空間に資する取り組みとすること。【新】
- (3) もんぜんぶら座と新田町周辺の今後のあり方については、長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会への答申を踏まえ、広く市民の関心を高めながら議論を進めること。
- (4) 権堂周辺地区については、アーケード改修を機に、賑わいのあるまちづく

りを進めること。【新】

- (5) 歩道やバス停へのベンチや多言語対応の案内看板等を整備し、快適性を高めること。【新】

6. 「長野市景観計画」に基づき市民・事業者・行政との協働と連携により一層推進すること。

7. 公園緑地について

(1) 住区基幹公園については、市民ニーズを捉え、緑豊かで快適に過ごしやすく、トイレ等も整備された「住民のための公園」としての整備を進めること。

(2) 全市の利用を図る都市基幹公園については、災害時の避難場所としての役割も担えるように整備を進めること。

(3) 犬の散歩ができる公園について、利用ルールの周知とマナー向上、市民の理解促進を図りつつ、その拡大を積極的に進めること。

(4) 都市公園等への「ドッグラン」については、保健所とも連携して早期設置に努めること。特に観光客利用が多く見込まれる公園は、観光誘客戦略も鑑み積極的に検討を進めること。

(5) 篠ノ井中央公園についてはサウンディング型市場調査を改めて行い、有効活用を図ること。

- (6) 市が管理する街路、公園等の樹木、遊具等の施設について定期的に点検し、事故防止に努めること。【新】

- (7) 市が管理する公園、遊園地のトイレ、遊具、樹木等で、老朽化等の対策が必要なものは、地元との協議の上、迅速に取り組むこと。かつ、撤去後、地元から遊具等の要望がある場合は適切に設置すること。

8. 茶臼山動物園・自然植物園・恐竜公園について

(1) 各施設の特徴を活かしつつ、一体的な整備や利用促進を図ること。

- (2) レストラン、売店、駐車場等、来場者の利便性向上に資するものの他、ドッグラン、バーベキュー場やディキャンプ場など最近の観光ニーズに応える施設の整備に努めること。

(3) 高低差の大きい敷地形状でも多様な方が来場して楽しめるようにするため、スローモビリティの導入を進めること。

(4) 施設の運営においては、市民や周辺観光資源等と連携を図り、地域一帯の

活性化にも積極的に取組むこと。

(5) 誘客にあたっては、観光部局等との連携を積極的に図ること。

9. 川中島古戦場史跡公園について

(1) 公園一帯において、年間を通じ、更なる賑わいを創出するため、隣接する博物館や観光文化施設の活用を図ること。

(2) 再整備については確実に進めること。

10. 城山公園一帯について

(1) ながのこども館「ながノビ！」については、利用料金、予約システム等現行の運用について検証し、市民のニーズを把握し、必要な対策を講じること。

【新】

(2) 駐車料金については、子育て世代への負担軽減に努めること。【新】

(3) 城山動物園については、老朽化した施設の改修を適宜進めつつ、引き続き市民に親しまれる場として継続すること。【新】

11. 観光客向けのバス停については、その場所や行き先が一目でわかるバス案内を整備すること。間伐材ベンチの配置等、待合環境を整備すること。

I6. 教育関係

- ① 「青木島こども未来プラン」を含め「長野市こどものびのびビジョン」については、関係者の意見を踏まえ、ていねいに事業を進めること。
2. 子どもプラザお迎えの車の集中を鑑み、小学校と周辺の交通安全を確保すること。
3. 部活動の地域移行について
 - (1) 国における検討や提言を踏まえつつ、単に教員の負担軽減だけでなく、子どもたちのためになるように、本市の現状に即して取り組むこと。
 - (2) 生徒、保護者、学校関係者、スポーツや芸術文化関係団体やその指導者等への十分な説明、それらによる協議や調整を図ること。
 - (3) これから中学生になる世代の子どもや保護者に向けた情報提供を適宜行うとともに、相談体制を構築すること。【新】
- (4) 本市が持つスポーツや文化芸術の団体、人材、施設の積極的活用を図ること。(再掲)
- (5) 家庭の負担が増えないように取り組むこと。
4. 第三期しなのきプランについて
 - (1) 健全でたくましい児童生徒を育む教育を実現するため、十分な教育人材を確保すること。
 - (2) 特色ある学校づくりのため「学校マイプラン推進事業補助金」を拡充すること。
 - (3) 今年度から始まったしなのきファインダーについては、その目的や運用方法について学校や教職員の十分な理解を図るとともに、システムの改善を図り、円滑な運営とすること。【新】
5. 活力ある学校づくり検討委員会の『少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について～笑顔あふれる豊かな学びの場であり続けるために～』について
 - (1) 地域、学校、保護者との理念共有に向けた取り組みを具体的にかつ十分に進めること。

(2) 複式学級編成・授業の導入にあたっては、子どもや保護者の理解を得るとともに、関係する教職員の研修、適切な勤務の実現に努めること。

(3) 児童数減少等によって学校の統廃合を検討する地域に対し、児童生徒、保護者、住民の多様な意見や心情を汲んで十分に寄り添うこと。

6. 校内教育支援センター、しなのきサポーターの充実を図ること。【新】

7. スクールソーシャルワーカーや登校支援サポーターの充実を図ること。

8. 不登校児童生徒支援について

(1) 年々増え続けている不登校児童生徒については、しなのき児童生徒意識アンケートをはじめ徹底的な調査分析を行うこと。

(2) 幼稚園・保育園～小学校～中学校～高校間の連携を強化し、いわゆる「小一プロブレム・中一ギャップ」の対策を講じること。

(3) SaSaLANDについては、学習を進めたいという希望を持つ児童・生徒の要望に応えられる体制を整えること。【新】

(4) すべての教育支援センター（中間教室）がSaSaLANDと同様に、子どもたちが安心を実感できる場所とし、子どもたちの社会的自立に向けた支援、保護者の支援などを行うこと。

(5) 支援が届いていない不登校児童生徒やその家族に寄り添った対応を進める

9. こどもの多様な居場所について

(1) フリースクール、こども食堂等の多様な居場所と連携を図り、児童生徒の成長や学びの支援を強化すること。

(2) ながノビ！、市立博物館、私立図書館他、市の公共施設をそれぞれの施設の特性を活かしたこどもの居場所としての活用を検討すること。【新】

10. いじめ、虐待対策について

(1) 子どもたちの生命と人権が損なわれることのないよう、学校教育の現場において「いじめ防止基本方針」「いじめ対策組織」を確実に機能させるとともに研修を徹底すること。

(2) いじめ重大事案への対応については、被害児童生徒・保護者に寄り添い、迅速かつ適正な対応を図ること。

(3) 虐待の疑いがある児童生徒の早期発見、相談やきめ細やかな対応に向けた

研修や体制の充実を図ること。

11. 障害児教育について

- (1) インクルーシブ教育の実現を促す国連の勧告を踏まえ、本市における障害児教育のあり方、実現方策を研究し、具体化すること。
- (2) 障害児や軽度発達障害児の教育環境を整備すること。

12. 学校給食について

- (1) 物価高騰を理由とした給食費の値上げを行わないこと。
- (2) 学校給食の無償化を実施すること。
- (3) 学校給食に使用する食材については安全・安心な地元農畜産物の使用を優先すること。
- (4) 有機、無農薬食材の利用を進めること。
- (5) 給食を通じ、食育の重要性、食事が児童の発育に大きな影響を与えることと栄養バランスの大切さを広く周知すること。
- (6) アレルギー対応に万全の体制を期すこと。
- (7) 異物混入等の発生防止対策を徹底すると共に、納入された食材に問題が生じた場合には、当該事業者に対しふペナルティーを課すなど引き続き厳しい姿勢で取り組むこと。

13. 山村留学の継続については関係団体等と協議を進めつつ、特徴的な教育について市内外へアピールし、本市の教育に活かすこと。

14. 人口増推進課等と連携し、教育移住の需要に応えること。

15. 教職員の配置や人材育成について

- (1) 義務教育の重要性に鑑み、教育レベルの向上に向けた教職員の研修を充実し、体罰や不祥事の撲滅等、資質の向上に努めること。
- (2) 教育委員会における指導主事の積極的・効果的な学校訪問と教諭との相談・指導等、一層の活用を進めること。

16. 教職員の負担軽減

- (1) 令和7年度に向けて基本方針の改定が進められるが、ICT活用による校務の削減や小学校における教科担任制の拡大などにより、教員一人一人の負担軽減をさらに進めること。【新】
- (2) 個別に配慮が必要な児童生徒への支援については、担任が一人で抱え込む

ことのないよう、支援会議や相談体制を充実させ、チームで取り組む体制を整えること。【新】

17. 児童生徒の国際感覚を高めるため、冬季オリンピックで培った一校一国運動をはじめとする諸活動を積極的に推進すること。
18. G I G Aスクールについて
 - (1) 児童生徒や教員が使う端末については、計画的な更新を図ること。
 - (2) 教職員を含め、操作技術の育成、向上を図り、リテラシー教育にも万全を期すこと。
 - (3) 児童生徒の探究的な学びを深めるため I C T の効果的な活用を図ること。
19. 学校施設・設備について
 - (1) トイレ洋式化、エアコンの特別教室等への設置をはじめとする施設整備を促進すること。
 - (2) 学校生活に必要な備品の劣化や破損等に対しては、各校の予算に限らず、教育委員会の予算で早期に修理・整備すること。
 - (3) 雨漏りや破損等、児童生徒の安全にかかわる学校施設の整備には、施設長寿命化大規模修繕にかかわらず柔軟に対応すること。
 - (4) 雨水貯留対応となっている小中学校校庭の排水対策について、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトでも示されていることから、関係部局と連携し、具体的な整備方針を示し、早急な対応を講じること。
20. 図書館について
 - (1) 中核市に相応しい図書館予算を確保すること。
 - (2) 司書資格を有する専任の正規職員を配置すること。
 - (3) 学校図書館においても、司書の更なる待遇改善と蔵書の充実を図ること。
 - (4) 長野図書館は駐車場や Wi-Fi 環境の拡充を図り、利用者の利便性を更に高めること。
 - (5) 南部図書館の建て替えに当たっては、南部地域市民の意見を十分に聞いた上で、早期に具体的な方針と計画を示し、生涯学習・教育・子育て・地域活性化に資するものとして整備すること。
 - (6) 長野県と県内市町村連携の「デジとしょ信州」の利用促進とともに、地域

の出版社、地域にかかる図書・資料の充実を図ること。

21. 公民館・交流センターについて

- (1) 生涯学習の拠点であるという原点に立ち返り、幅広い世代が利用しやすいよう工夫すること。
- (2) 指定管理者制度の運用にあたっては、地域の社会教育活動やコミュニティ活動の活性化につながるように取り組むこと。
- (3) 公民館分館の一律廃止を見直し、地域と十分な協議を行いつつ、それぞれの状況に合わせた対応をとること。

I7. 上下水道関係

- ① 1. 上田長野地域水道事業広域化協議会で議論を進め、その内容を隨時市民に公表し、水道事業広域化については、メリット・デメリットを正確に示し、慎重かつ丁寧に検討していくこと。
2. 令和元年東日本台風災害を踏まえ策定された「浸水対策計画」に基づき、災害時に機能停止とならないよう、万全な整備体制を確立すること。
3. 安全で良質な水の安定的な供給のため、老朽化した施設の改修、耐震化・漏水防止・赤水等の対策を講じること。
4. 有収率の向上を図ること。
5. 「水の安全」を最優先する監督指導体制を維持するために、職員の資格取得や研修制度を進め、技術の向上と継承に向けた具体的な計画を策定すること。
6. 水道水源地について
 - (1) 各水道水源地の環境保全施策の推進を図るなど安全確保には万全を期すと共に、水質管理体制を強化すること。
 - (2) 川合新田水源地については、有機フッ素化合物検出に関する状況調査、現状分析と対策の検討を進めるとともに、市民への情報提供を適切に行うこと。
- 【新】
 7. 上下水道施設の維持管理にあたり、利用者負担に過度に依存しない健全経営に努めること。
 8. 下水道料金の改定にあたっては、市民意見を十分把握し、慎重に取り組むこと。

I 8. 防災消防関係

1. 長野市地域防災計画・水防計画の全面改訂に基づき、防災・減災に向けた総合防災体制を構築すること。
2. 救命率の向上について
 - (1) 医療機関との連携を深め、救急高度化事業を積極的に推進すること。
 - (2) 市南部にも救急ワークステーションを設置すること。
 - (3) AEDの必要性を市民に周知すること。
 - (4) 個別のAED設置場所をわかりやすく表記すること。
 - (5) 救命救急講習の受講をより積極的に呼びかけること。
3. 雨量観測局の適切な管理と運用を行うこと。
4. 防災・減災ソフト対策について
 - (1) 市民の防災意識向上、家具の転倒防止、非常用備蓄、マイタイムライン作成、事業者のBCP策定等、自助に向けた広報や情報発信、支援を充実させること。
 - (2) 自主防災会への支援を拡充し、危険個所の情報共有や実効性の高い防災訓練等、共助の力を高める活動を強く促すこと。
 - (3) 災害時支援協定等による多分野、専門的な支援体制を拡充すること。
 - (4) ジアラート及び原子力災害を想定した防災訓練を早期に実施すること。
 - (5) 防災士資格取得の助成制度を設けること。
5. 避難情報発令時は、該当地区へもれなく正確な情報を伝達するとともに、避難所では避難者を完全に受け入れること。
6. 避難実施や発災時は支所権限の強化により、地区ごとの災害応急対策を実施すること。
7. 防災備蓄品について
 - (1) 災害支援ターミナル、拠点倉庫、防災備蓄倉庫、中山間地域等対応備蓄場所をそれぞれ適切に整備、管理するとともに、災害時には連携しながら円滑に物資提供ができるように備えること。【新】
 - (2) 備蓄品の適切な在庫管理を行うとともに、入れ替え品の有効活用を図ること

と。

- (3) 非常食や毛布等の備蓄品の搬送体制を強化すること。
- 8. 情報伝達が困難な地域については、戸別受信機設置を進めること。
- 9. 避難所、避難場所について
 - (1) 長野市の指定緊急避難場所指定避難所選定基準に基づき、条件に合った施設については指定緊急避難場所に選定すること。【新】
 - (2) 長野市の指定緊急避難場所指定避難所選定基準に基づき、浸水想定区域内の避難場所をより多く選定すること。【新】
 - (3) 自主避難所について地域とリスクを共有し、適正な運用が図られるよう、市が関与して取り組むこと。【新】
- 10. 災害弱者について
 - (1) 高齢者・子ども・障害者・傷病者など災害弱者について、関係者間の情報共有、具体的な安否確認・避難態勢を地区ごとに確立し、災害時の安全確保に万全を期すこと。
- 11. 防災・避難訓練について
 - (1) 住民自治協議会や各区のもとで毎年実施される自主防災会等の防災訓練に対する支援を充実させること。
 - (2) 支所単位規模の総合訓練についても検討すること。
 - (3) 年代、性別、障害、ペット、外国人等多様な市民が参加するインクルーシブな防災訓練に取り組むこと。
 - (4) 避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルの理解促進と、それに基づく訓練を各地で重ね、万が一に備えること。
- 11. 千曲川、犀川流域の地域において浸水想定区域図の作成に着手すること。
- 12. ハザードマップについて
 - (1) 避難行動の理解を深めるために、ハザードマップの市民への周知徹底を図ること。
 - (2) ハザードマップ等を活用し、分散避難に対応した防災避難訓練を体系化し、各地域で行えるよう取り組むこと。
- 13. 事故・火災の予防策として、施設の保安・管理の徹底を図るために査察体制の確立及び指導に万全を期すこと。

14. 消防団活動等について

- (1) 耐震性防火水槽の整備を図ると共に、既設消火栓の安全点検及び交換を進めること。
- (2) 消防分団の老朽化した可搬車載ポンプ車の交換や配置等、装備の充実を積極的に図ること。
- (3) 消防団員の定員見直しや機能別団員等、新たな体制についての検証及び団員確保を進めること。
- (4) 女性や若年層の団員の確保・育成に取り組むと共に、団員及び家族への奨励策を市の関係施設でも取り組むこと。